

e-Gov電子申請によるカルタヘナ法 第二種使用等拡散防止措置確認申請の しかた

令和3年1月 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) バイオテクノロジーセンター生物多様性支援課

e-Gov電子申請とは

- 総務省が提供しているweb申請サービスで、現在 紙によって行われている申請や届出などの行政手 続を、インターネットを利用して自宅や会社のパ ソコンを使って行えるようにするものです。
- 下記URLからアクセスして、各種申請手続を行う ことが可能です。

【e-Gov電子申請】 https://shinsei.e-gov.go.jp/

大臣確認書発行までの流れ

- •利用環境を整えます
- 申請に必要な書類を準備します
- 画面操作の注意点
- 申請までの流れ
- 補正依頼が来たときの対応方法
- 審査の流れ
- 大臣確認書の受領について
- その他・お問合せ先など

 e-Gov電子申請の利用にはいくつか準備が必要になります。電子申請 ページにある「電子申請について」と「利用準備」の内容を確認し、e-Govアカウントの設定と必要なソフトウェアのインストール等を行うよ うお願いいたします。

> 【e-Gov電子申請の利用準備ページ】 <u>https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation</u>

| | s://shinsei. e-gov.go.jp /conte | nts/preparat 60% | •• ⊗ ☆ ■\ □ |
|--|---|---|---|
| e-GoV 電子申請 | | | |
| トップ 電子申請について 東 | 間準備 手続検索 ヘルレプ | | |
| トップ > 利用準備 | | | |
| | | | |
| 利用進備 | | | |
| 1 37 13 1 9/13 | | | |
| ■ 2010年 100 ■ 2010年2月時の利用にちたって 必要於港価 | 行います | | |
| e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備 なお、従来ご利用いただいていたパーソナライ アカウントの準備から改めてご確認ください。 | 行います。 (IDをe-Govアカウントとしてご利用いた | だくことはできません。前回のごえ | 利用が2020年11月18日以前の方は、 |
| e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備 なお、従来ご利用いただいていたパーソナライ <u>アカウントの準備</u> から改めてご確認ください。 電子採用書が必要 い旅 客します | 行います。 CIDをe-Govアカウントとしてご利用いた | だくことはできません。前回のごえ - | 明用が2020年11月18日以前の方は、 |
| e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備 なお、従来ご利用いただいていたパーソナライ アカウントの準備から改めてご確認ください、 電子証明書が必要か確認します | 行います。 CIDをe-Govアカウントとしてご利用いた パソコン環境の設定を行います | たくことはできません。前回のごえ | □用が2020年11月18日以前の方は、 |
| e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備 なお、従来ご利用いただいていたパーソナライ アカウントの準備から改めてご確認ください。 電子証明書が必要か確認します | 行います。 CIDをe-Govアカウントとしてご利用いた パソコン環境の設定を行います 1 アカウントの準備 > | だくことはできません。前回のごろ · 2 ブラウザの設定 > | 明用が2020年11月18日以前の方は、 3 アプリケーションの > インストール > |
| e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備 なお、従来ご利用いただいてしいたパーソナライ アカウントの準備から改めてご確認ください。 電子証明書が必要か確認します | 行います。 (ID&e-Govアカウントとしてご利用いた パソコン環境の設定を行います 1 アカウントの準備 > | たくことはできません。前回のごれ 2 ブラウザの設定 > | リ用が2020年11月18日以前の方は、 3 アプリケーションの > インストール |
| e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備 なお、従来ご利用いただいていたジ(ーソナライ アカウントの準備から改めてご確認ください、 電子証明書が必要か確認します | 行います。 CIDee-Govアカウントとしてご利用いた パソコン環境の設定を行います 1 アカウントの準備 > | たくことはできません。前回のごろ 2 ブラウザの設定 > | 明用が2020年11月18日以前の方は、 3 アブリケーションの > インストール > |
| e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備 なお、従来ご利用いただいてしたジ(ーソナライ アカウントの準備から改めてご確認ください、 電子証明書が必要か確認します 電子申請の対象手続に応じ、電子証明書 | 行います。 CIDをe-Govアカウントとしてご利用いた パソコン環境の設定を行います 1 アカウントの準備 > | たくことはできません。 前回のごろ · ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 明用が2020年11月18日以前の方は、 3 アブリケーションの > インストール > |

nite

【ご注意ください】 ✓ 経済産業省へのカルタヘナ法の 第二種使用等に関係する申請で は、「電子証明書」は不要です。 代わりに経済産業省(及び NITE)から申請前までに知ら される「個別認証情報(利用 ID、パスワード)」が必要に なります。

 ✓ また、GビズIDや他認証サービ スのアカウント等は使用できま せん。必ずe-Govアカウント
 を設定する必要があります。

3

作成したe-Govアカウントでマイページへのログインができたら、下記e-Gov電子申請のご利用ガイドを確認し、申請手続を行うようお願いいたします。

【e-Gov電子申請のご利用ガイド】 <u>https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/</u>

【ご注意ください】

✓ e-Gov電子申請アプリケーションは事前の予告なく更新される場合があるようです。マ イページへのログイン時に下記表示が出たら、メッセージの指示に従って新しいアプリ ケーションをインストールするようお願いいたします。



【マイページの画面例】

e-Govマイページにログインすると、以下のような画面が表示されます。以降のページでは、経済産業省におけるカルタヘナ法第二種申請に関連した手続の検索及びブックマークの設定と基本情報管理について簡単に説明いたします。

| G e-Gov電子申請マイページ | | - 🗆 X |
|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| | 前回ログイン 2020年12月2日 09:44 お問合せ | ! ヘルプ 💄 ロダイン名 |
| マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件 | キー覧 メッセージ 基本情報管理 | |
| | | |
| ▶ 申請案件に関する通知 | りするご案内 目 公: | ^{文書} 0 _{件 4} |
| □ 手続ブックマーク | | |
| 「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。 | | > |
| ■ 直近の案件 | | 三一覧 |
| ステータス 到達番号 法人名 | 申請者氏名 手続名称 | 到達日時 |



【手続検索】

nite

マイページへログイン後、e-Gov電子申請の「手続検索」から、経済産業省のカルタヘナ法関連手続を検索することが可能です。



 電子申請アプリの「手続検索」を選択肢、中ほどの「手続件名から探す」で、
 「カルタヘナ法」又は「対象となる手続名」を入力して検索することが可能 です。



【対象となる手続名】

- ✓ 第二種使用等拡散防止措置確認
 申請書
- ✓ 第二種使用等拡散防止措置確認
 申請書記載事項変更届
- ✓ 包括確認申請手続きの利用に係 る遺伝子組換え生物等の使用実 績等報告届
- ✓ GILSP告示への掲載希望届

6

【ブックマークへの登録】

- e-Gov電子申請の「手続検索」から、経済産業省のカルタヘナ法関連手続を 検索し、結果表示中にあるブックマークボタンをクリックすると、マイペー ジのトップ画面に3件まで表示することが可能です。
- マイページのブックマークタブから表示の順番を編集することが可能です。
 詳細については下記webページでご確認ください。

【手続ブックマークの使い方】 https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/bookmark/

| 経済産業大臣の確認を受けた選伝子組換え生物等の宿主及びベクター並びに供与核酸についてGILSP告示への掲載を希望する場合、「GILSP告示への掲載希 望帰」を提出してください。 | |
|--|-----------------|
| 個別認証必要 | □ ブックマーク 申請書入力へ |
| 別括確認申請手続きの利用に係る遺伝子組換え生物等の使用実績等報告届 | |
| 活確認申請手続きの利用者は、年度未終了後速やかに使用実績等の報告を行う必要があります。また、使用する供与核酸がGILSP基準に該当することにつ 」で経済空業者に南部の確認を取めることが可能です。本手純素は、これらに低る使用準導管報告屋の提供に関するものです。 | |
| 個別認証必要 | □ ブックマーク 申請書入力へ |
| 8二種使用等拡散防止措置確認申請書記載事項変更届 | |
| 済産業大臣の確認を受けた邊伝子組換え生物等の産業目的での第二種使用等に係る拡散防止措置の確認申請書に記載された情報を変更する際の届出に関す iものです。 | |
| 個別認証必要 | □ ブックマーク 申請書入力へ |
| ^第 二種使用等拡散防止措置確認申請書 | |
| 2済産業省所管業種の事業者が、速伝子組換え生物等を産業目的で記数防止措置を執って使用等(第二種使用等)するにあたって、拡数防止措置が省令で定 Dられていない場合には遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (以下、「カルタヘナ法」)第13条第1項に基づく経済 5課大臣による拡散防止措置の確認を受ける必要があります。本手続きは、左記大臣確認の申請に関するものです。 | |
| 個別認証必要 | ✓ 登録済み 申請書入力へ |

【ご注意ください】

 ✓ 利用手続の検索は、e-Gov 電子申請のwebページでも 可能ですが、マイページへ の登録などはできません。
 申請を頻繁に行う場合など はマイページにログインし てから検索し、ブックマー クへ登録することをお勧め します。

7

【ブックマーク登録後のマイページ画面例】

 前ページまでのブックマークの設定を行うと、マイページに登録した手続名 が表示されます。このまま申請に進むことも可能ですが、基本情報管理について簡単に説明いたします。

| | 割回ログイン 2020年12月22日 16: | 17 お問合せ ヘルフ 🛓 ログイ |
|--|------------------------|-------------------|
| マイページ 手続検索 手続ブックマ | ーク 申請案件一覧 メッセージ 基 | 基本情報管理 |
| 申請案件に関する通知 件 () () | ① 手続に関するご案内 0 件 | ➡ 公文書 |
| 第二種使用等拡散防止措置確認申請書 | | |
| GILSP告示への掲載希望届 | < | |
| | | |

この部分が新たに登録されたブックマーク(3件まで表示) 各案件名をクリックすると申請手続に進むことができます。



【基本情報管理】

e-Gov電子申請の「基本情報管理」から、申請者情報、連絡先情報をそれぞれ登録(複数件登録可能)しておくことにより、電子申請操作を効率よく進めることが可能です。

| G e-Gov電子申請マイページ | | | | | |
|------------------|------|----------|--------|------------------|--------------|
| e-eov | 電子申請 | | | 前回ログイン 2020年12月2 | 日 09:44 お問合せ |
| マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理 |
| | | | | | |

• 詳細については下記webページでご確認ください。

【基本情報を管理する】 https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/basic-info/

| 基本情報管理 | 【ご注意ください】 |
|---------------------------|---|
| <u>申請者情報管理</u> 連絡先情報管理 | ✓ 登録する情報が「法人」の場合、法人番号 が必須入力項目となります。このため、個 別に法人番号を持たない組合等の組織や、 |
| キャンセル | 地方自治体等に所属する研究機関などについては「個人」で登録や申請を行うようお 願いいたします。 |

申請に必要なものを準備します

【申請に必要なものは以下の2点です】

- NITEからe-Gov申請するように連絡された後に、<u>社内決裁を終えた申請</u> <u>書類の電子媒体</u>
 - 申請書の表紙には**日付の記入**だけするようお願いいたします。
 - <u>電子申請の場合</u>、表紙への代表者印(公印)又は代表者自筆の署名は不要となります。
 - 申請をする際には<u>1つの申請毎に1つのファイルにまとめて</u>ください。 (印刷する場合と同様の構成になります。複数申請の場合で共通する添付ファイルがあるも申請書毎に添付する必要があります。)



- NITE(又は経産省)から申請前に知らされる「個別認証情報」の利用 ID及びパスワード
 - 個別認証IDは基本的に1つの事業所に1つ付与されます。申請担当者の変更などの場合も同じ事業所であれば引き継いで利用していただくことになります。
 - この個別認証情報が代表者印の代わりとなります。



申請の際の情報は基本的にe-Gov電子申請のマイページに表示されます。
 このため、<u>定期的にマイページにアクセスして</u>、経済産業省からの<u>通知</u>
 <u>が来ていないか確認</u>するようお願いいたします。





③申請書入力

④内容

確認

(5)提出



① 手続の選択

①手続の選択

- ✓ ブックマークした手続、若しくは手続検索から、申請や届出をしようとする手続を 選択します。(第二種拡散防止措置確認申請書、GILSP告示への掲載希望など)
- ② 個別認証
 - ✓ NITE(又は経産省)から申請前に知らされる「個別認証情報」を入力します。
- ③ 申請書入力
 - ✓ 基本情報の設定(申請者情報、連絡先情報の入力)

②個別

認証

- ✓ 申請書情報(申請様式の作成日の入力、申請者情報の確認、書類の添付、提出先の 選択など)
- ④ 内容確認
 - ✓ 入力情報に間違いがないかの確認を行います。
- ⑤ 提出
 - ✓ 提出後の情報に誤りがないか確認します。





 マイページにブックマークした手続、若しくは手続検索から、申請や届 出をしようとする手続を選択します。

| マイページ 手続検索 手続対ックマーク | 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理 | | C-GOV 電子申 マイベージ 手続機 | 請 業 手統ブックマーク 中議業件一覧 メッセー | お問合せ ヘルプ 🎍 ログイン名 |
|---|--|-----------------------|-------------------------------|---|--|
| ○ 申請案件に関する通知 0 件 | 〕 手続に関するご案内 ○ 件 | 0,# | 第二種使用等拡 | 散防止措置確認申請書 | → 登録読み |
| □ 手続ブックマーク | | | 手統統要 | 経済度量省所管理構成事業者が、遺伝子相批え生物等を度量回 たって、協都防止措置が省合で定められていない場合には近 関する法律(以下、「カルタヘナ法」)第13条第1項に基づく ます。本手続きは、左記大臣確認の申請に関するものです。 | 新で紅葱的止視着を残って使用等(第二種使用等)するにあ 子組設え主物等の使用等の規制による主物の多様性の種倒に 経済産業大臣による活動的上指層の確認を受ける必要があり |
| <u>弗二唑性用等温和防止用酒精能申請</u> 置 | | | 根据法令 | 遺伝子組織え生物等の使用等の規制による生物の多様性の種類 遺伝子組織え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当 | に関する法律 第13条第1項 たって執るべき拡散防止指置等を定める省令 |
| 第二種使用等該設防止培園確認中請賣記載事項変更隔 | | | 电子中属力达的中国型内 | (急付得報)申請費権式は以下のページからダウンロードでき https://www.meti.go.js/policy/mono_info_service/mono 押回に不管す。 添付資料も含め、可能な用り一つなPGでファイルに融合して添 記載審督・記述例は、(カルタッナ法の解説(申请マニュア) NTEOのかしタッナ法格(年、支援のページ | ます。 bio(cartagena/anzen-shinsa2.html#shinsei 付してくだきい、) J をご確認ください、 |
| ■ ■■■●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● | クマークのリンク、 続検索で検索して、必要 続ページに進みます | :=-% | | E-mail:cartagena@met.go.jp (構築以時期面) 第子中語、3週間 常用申請、4週間 *包括部部申請予約者中的時の標準处時時間は、B *面減活電音の場合、標準效時時を設けており *あくまで申請の設定たから利潤の「目登」です [優号]申請問題れれにに転込され、調査及び得極 せを行う場合が多ります。 | 場極認能了後3週間となります。 けん。 、また、中毒を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。 効理が行われます、概念の際に、中毒が弱についてNTEから向い合わ |
| Govマイページの使い tps://shinsei.e-gov. | 方はこちらのリンクからこ go.jp/contents/help/guid | ご確認ください de/mypage/ | ▲ ● ● ● 一 力へ | ī右下の「 <u>申請書入</u> <u>、</u> 」ボタンを押し、 | <u>単記言入力へ</u> |
| | | | 個 | 別認証に進みます | |



• NITE(又は経産省)から申請前に知らされる「個別認証情報」を入力します。

②個別

認証

nite

| G 個別認証│e-Gov電子申請 | | |
|---|-------------|---|
| C-COV電子申請 個別認証 「「「」」 「「」」」 「」」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」」 「」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」 「」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」 「」」」 「」」」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」」 「」」」 「」 「 | а в 1942 | 【ご注意ください】 ✓ 個別認証IDは原則1つの事業所に 1つ付与されます。申請担当者を変 更される場合も同じ事業所であれば 引き継いで利用していただくことに なります。 ✓ この個別認証情報が代表者印の代わ りとなるため、申請書への代表者印、 公印等の押印や代表者の署名は不要 となります。 ※同じIDを引き継いで使用していただくた め、社内での管理には十分にご注意くだ さい。 |
| | | |





 申請の基本情報のうち、「申請者情報」及び「連絡先情報」については、 e-Gov電子申請のマイページで「基本情報管理」に情報を入力しておけ ば、自動的に必要な情報が入力されます。

| 申請書人力 e-Gov電子申請 | - 🗆 X | |
|--|---------------|---|
| C-GOV 電子申請 お開合せ | ヘルプ 🎍 ログイン名 🧳 | 【ご注意ください】 |
| 中國內容確認 | 提出完了 | ✓ 基本情報管理で設定した内容は、 |
| 申請書入力 | | 「甲硝白()和て () 「甲硝白()和て () 「「甲硝白()和で ()」」)」)」)」)」) |
| 基本情報を選択し、申请・届出様式に必要な事項を入力してください。 | | ここかり配じり。 |
| | | ✓ また、あらかじめ基本情報を設定し |
| 1. 基本情報 | | |
| 未設定・変更する場合には、それぞれ設定水タンを押してください。 | | しいない場合し、「甲酮白阴報で設 |
| | | 定」から入力することは可能です。 |
| | 申請者情報を設定 | ※入力中にエラーが発生すス提合があるよ |
| 法人名 株式会社〇〇〇〇 | | |
| 単編石比名 内斗 得天 在語 東古都治山(双張鹿1-2-3 | | つじり。この場合は冉度ロクインをして、 |
| man and a second s | | 一から入力をし直してください。 |
| | | (入力中のトラブルが多いため、あらかじ |
| 連絡先情報 | | |
| 88 | 連絡先情報を設定 | の基本 情報 自理に 豆球して のくこと を の |
| 法人名 株式会社0000 | | <u>勧めします</u> 。) |
| 速縮先氏名 OO OO | | |
| 住所 東京都渋山区酒原1-2-3 | | 4 🗖 |

ni





 申請書情報のうち、「申請する様式一覧」では、「申請書作成日」の入 力が必須となります。その他の項目は基本情報の設定で入力された情報 がそのまま引用されて表示されます。

| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|---|---|--|
| (一申請書入力)e-Gov電子申請 2、第二種使用等拡散防止措置確認 申請,區出に前する事項を入力してください、 複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧が | ー ロ ン 申請書/第二種使用等拡散防止措置確認申請書 から様式を切り貰えてください。 | 【ご注意ください】 ✓ 基本情報の入力を「個人」で行った |
| 申請する様式一覧 電 第二福使用等拡散防止措置確認中請素 | スタミュ 第二号合われたおい。信用明白の月月 の月またらり | 場合は、会社の名称、代表者の役職 などが表示されませんが、そのまま でも申請自体は可能です。 |
| | | ※添付ファイルの添付、提出先の選択をし た後であれば、これらの項目を入力する ことが可能です。(申請書作成日以外は 入力していなくても申請可能です。) |
| 申請書作成 (西暦・和暦とも | 日を入力 1バイト入力) | |



③申請書入力

 申請書情報のうち、「添付書類」については、複数の申請をまとめて添 付することが可能です。(1申請につき1ファイルが望ましい。)







 申請書情報のうち「提出先選択」では、「経済産業省商務情報政策局商 務・サービスG生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室」を選択し

| 家村書類 提出する書類がある場合、添付してください、 任意 申請テスト2回目_申請書本文 任意 申請テスト2回目_別紙1 任意 申請テスト2回目_別紙2 | ※この部分に添付ファイ ルが表示されます e-Govテスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | († | | |
|---|---|-------------------|---|---------------------------|
| 提出先選択 「提出先 提出先の機関を選択してください クリック 201 提出先 またったり 第 チャンセル 第 | たを選択」を ックします 提出先選択 お類(都道府県など)から順に提出先を選択してください。 訳によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。 | | ✓ この設定は同じ手続 であれば一度選択す ねば認定が引き継が | |
| 3. | 大分類 遠択してください 経済産業省商務情報政策局商務・サービスG生物化学産業課生物多様性・ 中分類 | 生物兵器対策室 | れます。 | |
| 7 | | 大分業 務情報 性・生 | 頁にあるブルダウンメニューから「経 政策局商務・サービスG生物化学産業 物兵器対策室」を選択し、「設定」る | 済産業省商 美課生物多様 を押します。 |
| nite | | | | 10 |





 全ての申請書情報の入力を終えたら、右下にある「内容を確認」をク リックして、次のページで記載情報に間違いがないかを確認してくださ

| 提出先選択 提出先の機関を選択してください。 提出先を選択 愛風 提出先 経済産業省商務情報政策局商務・サービスG生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室 | 【ご注意ください】 ✓ 入力内容にミスがあると次のページ |
|--|--|
| | に遷移しません。この場合、ミスの ある部分の近くにエラー表示が現れ ますので、画面をスクロールして確 認をしてください。 ※修正方法については、表示された内容に 従ってください。 |
| スカ作業の途中で「申請テータを保存」 若しくは「一 時保存して中断」を選択して作業を中断することが可 能です。 ・申請データを保存=使用しているパソコン内に保存 ・一時保存して中断=e-Govマイページに保存 | 申請する構成一覧 エラー画面例 ほうびょう ほうびょう ほうびょう ほうびょう ほうびょう ほうびょう エラー画面例 ほうびょう ほうびょう ほうびょう ほうびょう エラー画面例 についています。 についています。 にしくは、入力進が半 たいかいたいます。 にしくは、入力進が半 たいかいた に を見ていた に を見ていた に を見ていた に を見ていた に を見ていた に を見ていた に をしていた |





⑤提出

申請内容に問題がないことが確認されたら、右下の「申請書の提出」を クリックすると、申請書の提出画面に遷移します。

| -GOV | 電子甲請 | お問合せ ヘルプ 主 ログイン名 | | | | |
|-----------------------|------------------------|---|---|---|--|--|
| | 申請書入力 | 申請內容確認 提出完了 | | 出完了時の画面 | | |
| | | | ⊖- GOV 問子申請 | お開合さ ヘルプ 💄 ログイン名 | | |
| 目請内容的 | 在認 | | 日請意入力 田道大石碑 | ### 7 | | |
| 力内容を確認し、 | 「提出」ボタンを押してください。 | | Statewards, State | | | |
| G | ■申請內容確認 e-Gov電子申請 | - 0 | 提出完了 | | | |
| 本情報 | 第二種使用等拡散防止措置確認申請 | 書/第二種使用等拡散防止措置確認申請書 | 現却後の藩園状況藩はマイページの「年藤業件一覧」から確認できます。 | | | |
| 申請者情報 | | | 由現在成 | 甲磺素拉克を出力(PDF) | | |
| 认名 | 申請書提出対象一覧 | | **##INFR 彩曲藝母 151202000020365 | 月報 | | |
| 請者氏名 | 由請書名称 第二番体田等抗 | | 到歲日時 2020年12月3日 10時52分058 | 2020年12月3日 10時52分058 | | |
| F所 | 中朝首召仰 第二催灭的分级 | | 法人名 | | | |
| | | | 申請者氏名 内斗 横天 | | | |
| 連絡先情報 | 添付書類 | | 手級名称 算二種使用等近数防止增置確認早調整/第二種使用等近 如為計算 III。 | ◆防止總臣確認申請書 ✓ 登録済み | | |
| | 申請テスト2回目申請書本文 | e-Govテスト用申請001.pdf | 51865 518 Price 1656256 | | | |
| 认名 | 申請テスト2回目別紙1 | 別紙1_リパーゼ作用機序.pdf | 提出元 経済産業省委務省議務政策局務務・サービスG生物化学量3 | 算護生物多爆性·生物兵器対策器 | | |
| | 申請テスト2回目 別紙2 | 別紙2 Addgene VectorDatabase pKK223-3.pdf | 中國條式 第二種使用等症物防止增量確認申請者 | | | |
| | | | 書類名 e-Govテスト用申請001.pdf 別紙1_リバーゼ作用機序。 | pdf 别紙 2 _Addgene_VectorDatabase_pKX223-3 pdf | | |
| 「 に 不 に 不 | 申請書の提出」をク 備があれば「修正」 | フリック 」ができます ^{実理生物多様性 生物兵器対策室} | | <u> বর্ণন-১৮৩</u> ০১ | | |
| | • 修正 | 申請内容を出力(PDF) 提出 | 87 | | | |





• マイページに戻ると、「直近の案件」に提出した申請が表示されます。



nite

21

補正依頼が来たときの対応方法

- e-Gov電子申請で経済産業省に提出した申請書類に、資料の不足や不備等が見つかった場合には、事前相談を実施したNITEから申請書類の再提出依頼
 (メールによる連絡)が行われます。
- 申請担当者の方はメールの内容を確認いただき、修正資料をご準備ください。
- その後に経済産業省からe-Govマイページに送られてくる「申請案件に関する通知(補正通知)」が届いたら、補正された指示内容に従って修正した資料を再申請してください。(入力項目は初回申請時と同じです。)

| マイページ 手続始索 手続ブックマーク | 申請家件一覧 メッヤー | ジ 基本情報管 | ₫:œ | | 00 様↩ | | |
|------------------------------|----------------|----------------|---------------------------------------|----------------------------------|--|-------------------------------------|---|
| ☑ 申請案件に関する通知 1 件 | ① 手続に関するご案内 |) _件 |) 公文書 〇 _件 | | ↔ いうもお世話になっております。↔ NITE 生物多様性支援課の○○と申します。↔ ↔ 令和○年 0 0月 0 0日に負社より経済産業省宛て 確認申請書について、申請書の記載内容に修正等か ↔ 内容は以下の通りとなりますので、ご確認いただき、修 | 申請をされた、カル が必要な点がが見つ 正資料をご準備くた | タヘナ法第二種使用等拡散 かりましたので、ご連絡いたし だい。** |
| □ 手続ブックマーク 第二種使用等拡散防止措置確認申請書 | | 補正通 が表示 | 知が届くと「申請案件 されるとともに、直述 「審査中(補正待ち | 牛に関 ⁻ 丘の案() 」に | が する通知」に件数 件のステータスが なります | _ X- | ル連絡の |
| ■直近の業件 | | | := 一克 | | | | |
| ステータス 到達番号 法人名 | 申請者氏名 | 手続名称 | 到達日時 | | | | |
| 審査中(補正待ち) 1512020000020365- | 内斗 梅夫 | 第二種使用等 | 拡散防止措置確認申… 2020年12月3日 | | | | |
| 手続終了 1512020000019833 株式会社な | いとバイオ研究所 内斗 梅夫 | 第二種使用等 | 「件数表示」または 補正内容の | 、 「到達 の詳細: | 譒号」をクリックす が確認できます | ると | ~~ |
| | | | | - | | | 11 |



NITEによる申請資料の事前確認(事前相談) 及び個別認証情報の通知 【産構審審議案件】 【NITE審查案件】 GILSP区分・遺伝子組換えカイコ、 左記案件以外及び経産省・ カテゴリー1区分・動植物(宿主・ NITE合同協議により産構審審 ベクター・拡散防止措置が大臣確認 議案件と判断される場合はこ された申請と同一で挿入DNAのみが ちらになります。 異なるもの)及び包括申請。 e-Gov電子申請から申請書を提出 経産省及びNITEによる 経産省産構審で審議 審查(随時) (年2回開催) 標準処理期間:電子申請3週間 (書面申請4调間) 経産省による本 ※包括申請の場合は原則審査前 審杳 に現場確認が実施されます。 経産省から大臣確認書の発行 :事業者 : 経産省

:NITE — : 経産省・NITE

申請資料をNITEに提出

- 提出した申請書の内容に不備がないことが確認されたら、NITE及び経済産業省による審査が開始されます。
- e-Gov電子申請の仕様上、申請書 を経済産業省で受理した時点で対 象案件のステータスが「審査開 始」となることがあります。この ため、補正等により申請書の再提 出が必要な場合は、実際の審査期 間が標準処理期間(電子申請3週 間、書面申請4週間)より長くな る場合があります。

大臣確認書の受領について

- 審査が終了すると経済産業省から「書面による通知発行のお知らせ」
 及び「大臣確認書発出のお知らせ」の通知があります。
- 書面による通知は従来通り書面が郵送されてきます。また、大臣確認書
 発出については、大臣確認書の電子媒体(pdfファイル)がe-Govマイページからダウンロードできますので、合わせて確認してください。
 ※電子版の大臣確認書発行日から組換え生物の使用を開始できます。
- 従来行われていたFAX等による受領確認は廃止となりました。
- 申請した遺伝子組換え生物(微生物)のGILSPリストへの掲載希望については、拡散防止措置の確認申請と同様に、e-Gov電子申請から行うことが可能です。手続等については経済産業省からのお知らせ等をご確認ください。

【経済産業省】 ・第二種使用等に係る大臣確認手順及びチェックリスト(お知らせ) https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/ca rtagena/checklist_2_attach.pdf

その他・お問合せ先など

このほか、ご不明な点がございましたら、お気軽にNITE生物 多様性支援課(下記)へお問い合わせください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) バイオテクノロジーセンター生物多様性支援課 カルタヘナ法担当窓口

E-mail: nite-cartagena@nite.go.jp (電話03-6674-4668)

NITEカルタヘナ法執行・支援webサイト <u>https://www.nite.go.jp/nbrc/cartagena/index.html</u>

【お願い】

新型コロナウイルス感染の拡大防止対策として、弊機構は、全事業所に勤務する職員について、テレ ワークでの業務を励行しております。 このため、記載の電話番号でのお電話がつながりにくい場合等が生じることもございますので、<u>可能</u> <u>な限りe-mailにてご連絡いただけますよう</u>、何卒、ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。